

白鷹町乳児等通園支援事業

こども誰でも通園制度

令和8年4月から白鷹町乳児等通園支援事業「こども誰でも通園支援制度」を実施します。

こども誰でも通園制度とは…

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。保護者の方の就労要件を問わず、保育所、認定こども園などに通っていないお子さまが、どなたでも気軽に利用することができます。

対象者

- ・現在保育所等に通っていない、0歳6か月～3歳未満のお子さま

実施施設

- ・社会福祉法人白鷹会 愛真こども園

実施時間

- ・お子さま1人につき、月10時間まで利用できます。
*1回あたり最低1時間から、30分単位で利用できます。
- ・月、火、水、木、金
午前▶9:00～12:00 午後▶13:00～16:00

利用料

- ・1時間につき…300円（白鷹町在住の方は無償になります。）

利用方法

- ① 利用者は初回利用希望日の2週間前までに町へ利用申請・登録をする
- ② 町が「乳児等通園支援支給認定証」を送付する
- ③ 利用者とかども園が事前面談をする
- ④ 利用者がこども園に利用の予約をする
- ⑤ 利用開始

お問い合わせ

健康福祉課 こども家庭センター係 ☎86-0212

※利用にあたっては、ホームページに掲載している白鷹町キャンセルポリシーをご覧ください。